

野洲駅南口周辺整備構想改訂支援業務委託に係る
公募型プロポーザル審査評価基準

1. 審査の方法

審査は企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションに対する評価を行い、受託候補事業者を決定する。

(1) 審査方法

- ① 「野洲駅南口周辺整備構想改訂支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」委員が「評価基準一覧表」に従い実施する。ただし、参加申し込みが5者を超えた場合は、書類選考を1次審査として「評価基準一覧表」の「(1)業務実施体制(10 点満点)」により事務局が実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者を選定する。なお、1次審査の評価点が同点となり、2次審査に進む者が5者を超える場合、全者を通過させる。
- ② 審査は、提案業者の企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて実施する。

(2) 結果通知

審査結果については、全ての提案事業者宛てに「審査結果通知書」を送付する。

(3) その他

審査の結果及びその内容に関する問合せや、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとする。

2. 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの結果について、「業務実施体制」、「業務提案内容【提案書】」、「その他」の3区分により評価する。

(2) プレゼンテーションの実施

① 日時

令和7年7月2日(水)

② 場所

野洲市役所 本館2階 第5会議室

③ プレゼンテーション時間

40 分以内(準備後片付け 10 分、提案書説明 20 分、質疑応答 10 分)

④ 提案事業者

出席者は5名以内とし、うち1名は、受託した場合における管理責任者とする。

(3) 評価の配点

評価点の合計点数は100点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

評価項目	評価点(満点)
(1)業務実施体制	10 点
(2)業務提案内容【提案書】	65 点
(3)その他	25 点

(4) 評価基準と算出方法

① 評価基準一覧表「(1)業務実施体制」については、以下のとおり算出する。

【業務の実施体制について】

- 提案事業者：1点 × 受託実績件数(最大5点)
- 管理責任者：1点 × 従事実績件数(最大5点)

※受託実績及び従事実績については、最大5件までの提示とする。管理責任者の従事実績については、年度の制限は設けないが、提案事業者の受託実績については、令和2年度以降の実績に限る。

② 評価基準一覧表「(2)業務提案内容【提案書】」、「(3)その他」については、5段階で評価を行う。評価区分は以下の表のとおりとする。

区分	評価点		
	配点 15 点	配点 10 点	配点 5 点
非常に優れている	15	10	5
優れている	12	8	4
普通	9	6	3
やや劣る	6	4	2
劣る	3	2	1

【費用について】

見積額の評価は、予算額に対して見積額が占める割合によって以下のとおり、評価するものとする。

5点:~7,920,000 円(予算額の 80%)
4点:~8,316,000 円(予算額の 84%)
3点:~8,712,000 円(予算額の 88%)
2点:~9,108,000 円(予算額の 92%)
1点:~9,504,000 円(予算額の 96%)
0点:~9,900,000 円(予算額の 100%)

3. 最優秀提案事業者の決定方法

合計点数が最も高い提案事業者を最優秀提案事業者、次に合計点数が高い提案事業者を次点提案事業者とし、最優秀提案事業者と締結に向けた個別交渉を行う。(最高評点を獲得した提案事業者が複数あった場合は、評価基準一覧表「業務提案内容【提案書】」の評価点がより高かった提案事業者とする。)

4. 契約方法

- (1) 業務について協議を行い、当該仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、最優秀提案事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。
- (2) 契約手続は、本市契約規則に定めるところによるものとする。契約書は、本市と随意契約の相手方が協議のうえ定めるものとする。